

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 3. 25	R2. 4. 8	平成18年3月7日付17総総総第2322号「総務局総務部総務課における保有個人情報の安全管理基準」	5	1														総務部総務課	
2	R2. 3. 25	R2. 4. 8	<p>*本通知書の対象は、ご請求の内容のうち、下線部分に該当いたします。</p> <p>なお、・ 1（2）については、平成24年に実績があるが、保存期間満了により廃棄済みであり、存在しません。</p> <p>・ 2の（イ）及び（ロ）については、作成及び取得していないため、存在しません。</p> <p>貴部局において、公文書を第三者に誤送する事故が発生した場合。</p> <p>1 生活文化局に、個人情報の漏洩事故の報告書等公文書を作成・交付するの？</p> <p>（2）右 “事実”がある場合、過去10ケ年の当該文書を作成した証明となるすべての証拠とは？</p> <p>（3）個人情報の漏洩“事故”を規定する公文書とは？</p> <p>2 生活文化局〇〇は、被害者の個人情報の漏洩についてマスコミに出す意味を問うた際、「東京都の事務手続において、不正な事故が発生しました、と言うことを「世間に公表することによって、自らを罪する。」と言う意味あいもごさいますし、これからの「再発防止」と言う意味を含めてこういった“事実”が起こったと言うことを広く知らせる」旨、述べています。</p> <p>（2019年7月22日①生活文化局、京王プラザ音声記録）</p> <p>以上、1、2の“事実”を証明する組織共同文書（公文書）において</p> <p>（1）貴部局において、個人情報の漏洩事故によって</p> <p>（イ）世間に公表することによって、自らを罪する“事実”が発生して、これを証明する“証拠”文書等</p> <p>（ロ）同「再発防止」と言う観点から、その対策として職員に作成・交付した注意書等（具体的実行策等）</p> <p>以上、1、2の“事実”を証明する組織共同文書（公文書）を開示下さい。以上</p>															請求内容に係る対象公文書については、作成及び取得していないため	総務部総務課	
3	R2. 3. 25	R2. 4. 8	平成18年3月7日付17総総総第2322号「総務局総務部総務課における保有個人情報の安全管理基準」	5	1														総務部総務課	
4	R2. 3. 27	R2. 4. 10	31総人権人第663号の却下理由「平成7年12月20日付けの外務省告示第674号の内容をもとに記載」とあるが、平成7年12月20日外務省告示第675号は留意とあり、不整合は明白であるが、人事部人事課服務班及び人材育成班並びに調査課において正当であると判断したものを求める。																「31総人権人第663号」は、人事部人事課服務班では所管しておらず、存在しない。	人事部人事課
5	R2. 3. 27	R2. 4. 10	31総人権人第663号の却下理由「平成7年12月20日付けの外務省告示第674号の内容をもとに記載」とあるが、平成7年12月20日外務省告示第675号は留意とあり、不整合は明白であるが、人事部人事課服務班及び人材育成班並びに調査課において正当であると判断したものを求める。																「31総人権人第663号」は、人事部人事課人材育成班では所管しておらず、存在しない。	人事部人事課

